青山　貞紀　秋長　賢二　足立　智昭
川又　好文　小高　昭二　後藤　芳徳
篠塚　州弘　津嘉山好徳　西尾　寛

瑞宝双光章を授ける（各通）
植村修一郎（埼玉県警部補）　臼杵　勝彦　長根　宏之　松野　政幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月四日）
松村　道一

瑞宝小綬章を授ける
有田　允俊　太田　孝一　黒澤　寛之
妹能　達英　長谷川松一　藤岡　壯

瑞宝双光章を授ける（各通）
五十嵐之雄　森脇　次男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月五日）
吉田　富夫

瑞宝小綬章を授ける
勝部　義信　鈴木　智　竹下　徳永

瑞宝双光章を授ける（各通）
士屋　暢　長砂　實　増田　頌之

瑞宝双光章を授ける（各通）
甲斐　洋一　君崎　岑生
齋藤　幸雄　永牟田　徹
（栃木県警部補）　人見　利男
福田仁代治　堀木　勝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月六日）

瑞宝双光章を授ける（二月七日）
柳川　良平

瑞宝双光章を授ける（二月八日）
大穂　茂　堅田　耕一

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月九日）

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十五年三月十三日

登録年月日　平成二十五年二月二十一日
登録番号　操更講第六十九号
三　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
四　住所　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四
五　代表者の氏名　野﨑　正蔵
六　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社ケイエムマリン　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月八日午後六時五十三分御出門、平成二十五年三月琉球芸能公演　新作組踊と琉球舞踊第二部　新作組踊「聞得大君誕生」を御鑑賞のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同八時五十一分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、三月九日午後二時四十四分御出門、「東日本大震災　復興支援　チャリティコンサート　クラシック・エイド3 Vol.」を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行幸啓、同四時五十八分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

税理士法第八条第一項第十号に規定する研修の指定の公告

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第八条第一項第十号に規定する研修の指定の公告（昭和六十年六月二十七日）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十五年二月十三日

国税審議会会長　井堀　利宏

本文中「第八十六条第一項及び第二項に規定する」を「第八十六条に規定する税務専門課程に基づく」に改める。

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十五年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年二月二十一日
二　登録番号　操失講第六十九号
三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
四　住所　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四
五　代表者の氏名　野﨑　正蔵
六　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社ケイエムマリン　熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地一四

法務

再審による無罪判決の公示

高月眞市（住居　岡山県井原市木之子町六〇二二番地二、荷物配達作業員（アルバイト）、昭和三二年一一月二五日生）に対して、「平成二三年七月八日赤色の灯火の点滅信号に従わないで、普通貨物自動車（軽自動車）を運転して進行した。」との事実につき、略式命令（罰金七千円）が確定していたが、再審の結果、被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二五年二月四日無罪の言渡しをした。

福山簡易裁判所

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、大阪電気通信産業合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年3月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年3月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

東京都　NTTファイナンス株式会社
京都府　テルウェル西日本株式会社京都115センタ及び西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門京都センタ
大阪府　西日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門、西日本電信電話株式会社大阪センタ、テルウェル西日本株式会社マーケティング推進部門大阪東センタ、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪南センタ、株式会社NTT西日本―関西大阪ビル、株式会社NTT西日本―関西大阪南事業部、株式会社NTT西日本―関西大阪南事業部設備部所外フィールド担当（泉大津）、株式会社NTT西日本―関西大阪南事業部情報端末営業部門・SE部門、株式会社NTTホームテクノ大阪南営業所、株式会社NTTホームテクノ113サービス部門、テルウェル西日本株式会社、テルウェル西日本株式会社電報事業部及びNTTファイナンス株式会社関西支店関西料金センタ
兵庫県　テルウェル西日本株式会社神戸115センタ

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本建設交通一般労働組合全国鉄道本部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年3月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（沖縄県を除く全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年3月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道　北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
青森県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
岩手県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
宮城県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
秋田県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
山形県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
福島県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
茨城県　東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社